

## 起業者の経営安定化を支援します～起業者経営安定化支援事業補助金～

▷申請先/問い合わせ先＝起業支援室(☎内線106)

起業意欲の向上と経営の早期安定化を図るため、市内で起業した人の経営に要する経費に対して、補助金を交付します。

▷対象＝次のいずれにも該当し、市税を滞納していない人

- ①平成26年4月1日以降に、個人開業届の提出、または会社設立登記を行い、起業・創業した人で、市内に店舗、事務所、事業所がある人
- ②平成26年4月1日以降に、国・県などの起業・創業の補助金交付決定(※)を受けて事業を完了し、事業完了後2年未満の人、または大船渡ビジネスプランコンテストにおける最優秀賞、優秀賞、奨励賞の受賞者であって、最終審査の

日から2年未満の人

※「岩手県さんりくチャレンジ推進事業」における補助金の交付決定を受けた人も対象となります。

▷補助対象経費＝事業所などの月額賃借料、事業所などで使用する事務機器などのレンタル・リース料

▷補助率＝対象経費の1/2以内

▷補助限度額＝40万円

▷その他

- ・申請順に審査します。
- ・補助金の対象期間は最初の申請から1年間です。

## 火災の種別について説明します

▷問い合わせ先＝大船渡地区消防組合消防本部(☎2119)

大船渡地区消防組合高機能デジタル消防指令センターは、平成25年5月10日から運用開始をしていますが、火災が発生し、その火災が拡大する可能性がある場合、消防団員を召集するために防災行政無線広報を火災の種別に基づいて行っています。

以前に防災行政無線広報を実施した際、火災の内容についての問い合わせが多いことから、今回は火災の種別について説明をします。

火災の種別とは大きく分けて次の6つに分類されていますので、「〇〇火災」と広報された場合は、その種別によるものとご理解くださいますようお願いいたします。

▷対象＝火災の種別

- ①建物火災＝建物と建物内収容物が対象となります。



- ②車両火災＝原動機によって運行する車とその積載物が対象となります。

- ③船舶火災＝船舶、フェリー、釣り船、ヨットなどが対象となります。

- ④航空機火災＝航空機と気球が対象となります。

- ⑤林野火災＝原野、牧野、天然林、人工林があり、その林野や牧草の他に、山林の野草が含まれます。



- ⑥その他の火災＝立て看板、枯れ草、休耕田、自動販売機、郵便ポスト、公衆電話ボックス、廃タイヤ、廃材など①～⑤の区分に該当しないものをいいます。



## 軽自動車税の減免について～軽自動車税の納税通知書は5月11日に発送～

▷申請先/問い合わせ先＝税務課諸税係(☎内線153)

次の軽自動車は、申請することで軽自動車税が減免される場合があります。

※自動車税(県税)の減免を受ける場合、軽自動車税は減免になりません。

▷対象となる軽自動車

(1)障がいのある人が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当する場合

①障がいのある人が自ら運転している場合

②生計を一つにする家族が、障がいのある人の通学、通院などのために運転している場合

③障がいのある人を常時介護している人が運転している場合(障がいのある人のみで構成される世帯の人を介護している場合に限る)

(2)身体に障がいのある18歳未満の人、知的障がい、精神障がいのある人と生計を一つにする家族が所有する軽自動車

(3)障がいのある人が利用するための構造になっている軽自動車

▷減免の対象となる障がいの程度

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合で、右囲いの区分に該当する人が対象となります。

※戦傷病者手帳の交付を受けている人は、お問い合わせください。

▷申請期限＝5月30日(水)【期限厳守】

▷申請に必要なもの＝①軽自動車税納税通知書②

印鑑③自動車検査証④運転免許証⑤身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳のいずれか⑥納税義務者の「マイナンバー(個人番号)通知カード」または「マイナンバーカード」

※軽自動車税減免申請書には、マイナンバーの記入が必要です。また申請書を提出する際、本人確認が必要となります。

### ■減免の対象となる障がいの程度

・身体障害者手帳

視覚障がい＝1級～4級/聴覚障がい＝2級、3級/平衡機能障がい＝3級/音声機能障がい＝3級(運転者本人が喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)/上肢不自由＝1級、2級/下肢不自由＝1級～3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級～6級)/体幹不自由＝1級～3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級～3級、5級)/乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい＝①上肢機能＝1級、2級(片腕のみに運動機能障がいがある場合を除く)②移動機能＝1級～3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級～6級)/心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸の機能障がい、小腸の機能障がい＝1級、3級、4級/ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝機能障がい＝1級～4級

・精神障害者保健福祉手帳＝1級

・療育手帳＝A

## 個人市民税・県民税納税通知書の発送日と証明書発行日のお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課市民税係(☎内線154)

### ■納税通知書の発送日について

▷給与特別徴収(給与からの天引き)の人

・5月11日(金)に勤務先へ「平成30年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」を発送します。勤務先から通知書をお受け取りください。

▷普通徴収(納付書または口座振替での納付)および年金特別徴収(年金からの天引き)の人

・6月8日(金)に納税義務者宛て「平成30年度市民税・県民税納税通知書」を発送します。  
・市民税・県民税が課税されない人には発送しません。

### ■証明書の発行開始日について

平成30年度(平成29年中の所得)市県民税所得課税証明などの発行開始日は次のとおりです。

発行開始日は、市民税・県民税の納付方法により異なります。

▷給与特別徴収(給与からの天引き)のみの人  
5月14日(月)から

▷普通徴収(納付書または口座振替での納付)および年金特別徴収(年金からの天引き)の人  
6月11日(月)から